

# 上田市教育委員会 3 月定例会会議録

## 1 日 時

令和 5 年 3 月 1 0 日（金） 午後 3 時 0 0 分から午後 4 時 2 5 分まで

## 2 場 所

上田市役所 2 0 2 ・ 2 0 3 会議室

## 3 出席者

### ○ 委 員

教 育 長	峯 村 秀 則
教育長職務代理者	北 沢 秀 雄
委 員	森 田 小 百 合
委 員	大 久 保 恵 子
委 員	木 口 博 文

### ○ 説 明 員

小野沢教育次長、児玉教育参事、山賀教育総務課長、宮原教育施設整備室長、長田学校教育課長、上原生涯学習・文化財課長、和根崎上田城跡整備担当政策幹、久保田人権同和教育政策幹、櫻井スポーツ推進課長、星野中央公民館長、小宮山塩田公民館長、浅野上田図書館長、坂部上田市立博物館長、小林丸子地域教育事務所長、松木真田地域教育事務所長、若林武石地域教育事務所長

## 1 あいさつ

それでは3月の定例会を行う。本日の定例会は大変議題が多く、進行については、次のよう  
にお願いをしたい。教育委員の皆さんには事前に資料をお送りしているので、極力短時間での  
説明とし、議題の表題を言っていただき、教育委員の皆さんに何について協議をいただきたい  
のか、そこを端的にお願いしたい。それがぼやけると前に進めないで、ぜひその点は注意し  
ていただきたい。それから進行上、表題については(1)や(2)という表現で進めるので承知  
いただきたい。

## 2 協議事項

### (1) 令和4年度(期末)及び令和5年度(当初)の重点目標及び教育行政評価について

(教育総務課)

○資料1により

峯村教育長

それでは協議事項の(1)に入る。進行について説明させていただく。御用意いただくのは、資  
料1-1、資料1-2。これについて5つの分野に分けて書いてあるので、分野ごとに御意見をいた  
だきたい。このような進め方でよろしいか。それではまず「上田市教育支援プラン」の推進の、  
1「確かな学力の育成」、2「すべての子どもに寄り添う支援」、3「豊かな心と健やかな身体の育  
成」、4「学校給食施設の計画的な整備」、5「小中学校のあり方の検討」、この5つについて、御  
意見を伺いたい。いかがか。

北沢委員

令和4年度の重点目標については、文の体裁が整えられていて、非常に見やすくありがたい。  
資料1-1については、特に申し上げることはない。資料1-2、1-②「すべての子どもに寄り添  
う支援」だが、4番の今後の課題等の(2)は、この内容は、課題ではなく、対応方針について書  
かれている。それは書き換えていただきたい。

それから、5ページの4番、1-④「学校給食施設の計画的な整備」の「今後の課題」と「対  
応方針」については、文章の中に(1)(2)を入れていただきたい。

峯村教育長

ほかにはいかがか。

森田委員

資料1-1の2番、「すべての子どもに寄り添う支援」の「数値目標」だが、この書き方に違和  
感を覚える。具体的な数値であるとか、どの水準というようなどころが見えにくい。この書き  
方は「方針」だと思うので、この年度にどういう数値目標まで達成するのか、というような、  
具体的な書き方を検討していただく必要があると思う。更にこれが、令和4年と5年で全く同  
じでは目標が達成して無いというふうに思ってしまうので、検討していただきたい。

それから資料1-2の1ページであるが「目標の達成状況」というところで、当初が、『すべて

の児童生徒にとって「わかる・できる授業」につなげること』というのが目標であるので、これは「教職員の意識が高まった。」ということである。本来であれば、こういうことにより、「生徒に対し具体的にどのような効果があったか」というところを明記しなければ、達成状況ということにならないのではないかと思います。今後検討いただきたい。

峯村教育長

事務局で検討をお願いします。  
ほかにはいかがが。

大久保委員

資料 1-1、期末報告だが、教育相談所指導主事による全校訪問について書かれているが、別にこの場でなくてよいが、今、課題になっていることでもあるので、別の機会で結構なのだが、詳細な報告があれば、知りたいと思った。(2)の方に「特別な支援を要する児童生徒への支援」、取り組み公開授業 33 回実施していただき、なおかつ取組状況を 6 回発信ということで、かなり回数が多いのではないかと思います、とてもいいなと感じた。

資料 1-2 であるが、4 ページ「豊かな心と健やかな身体の育成」の「今後の課題等」の、子どもたちの朝食の必要性の周知について。私の娘が学校からもらってくるお便りを見て、やはり朝食は重要であることを周知していただいているなと思うが、デメリットみたいなことについては、あまり触れられていないのかなと思う。朝食を食べないことは本当はとても危険なことなので、もう少しデメリットについても周知し、「これは朝食を食べないといけないな」と、思ってもらえるようにしても良いのではないかと思います。

その次のページ、「学校給食施設の計画的な整備」、ここも「今後の課題等」だが、第二学校給食センターは、実際に食物アレルギー対応の給食を作っていただくようになる。やはり、食物アレルギーの子どもを持つ保護者はとても気を使うと思うので、こういった食物アレルギー対応の給食になるのかということを、しっかり周知等行っていただきたいと思う。

今年、アレルギーに関する講演会をやっていたと思うが、そうしたことを今後もどんどん行っていただき、食物アレルギー対応の給食というものはどういうものなのか、というところを周知していただきたい。

峯村教育長

ほかにはいかがが。

北沢委員

来年度検討していただければ良いが、A3 の横長の表、「取組項目及び方法・手段(何をどのように)」と「数値目標(どの水準まで)」の書き方については、森田委員さんの意見とちょっと違う方向から申し上げます。教育課題は内容によって、数値目標をあげづらく、数値では書きづらいこともある。今後、「数値目標」ではなく「数値目標等」として「等」を入れるなどしたらどうか。それから、「取組項目及び方法・手段」については、「取組項目」だけで良いと思う。「方法・手段」と、「数値目標」の内容が混在している。

峯村教育長

それでは今のこと、事務局で検討してください。次に入る。

資料 1-1、3 ページ、安全・安心な教育環境の整備、それから資料 1-2 の、7～9 ページまでについて御意見をいただきたい。

大久保委員

書き方ではないが、五中の改築事業について。学校訪問させていただいたとき、あまり音を立てないとか、音のでる工事は、土日の子どもたちがいない時に行うとか、すごく近隣にも御配慮いただく中で進めていただいているなど思った。それでもやはり校舎の建て替えは、ものすごくストレスがかかることだと思うので、その中でも引き続き、最新の注意を払って進めていただきたいのだが、子どもたちや御近所の方々が、学校が、建て替えになるということが楽しみに待てるようなそういった試みみたいなものもやっていただきたいと思う。図面も出ていたが、古墳を残すだとか、そういった五中ならではの配慮等も子どもたちや御近所の方々に、「このように進んでいる」というようなお知らせをしていただき、皆が建て替えになる日を、楽しみに待っていただけるような工夫をしていただきたいと思う。

峯村教育長

ほかにはいかがか。よろしいか。

○全員了承

峯村教育長

それでは資料 1-1 の 4 ページ「文化遺産の保存・継承・活用」、資料 1-2 の 10 ページから 13 ページまで御意見をいただく。

北沢委員

資料 1-2 の 11 ページ、4 番の「展開」の中の「今後の課題等」、「対応方針等」について。対応方針の内容が、課題に対応して書かれていない。課題には「地域的な偏りが見られるため・・・」と記載されているが、では対応としてどうやって偏りをなくしていくか、ということが書かれていない。課題についてどうするか、ということに記載いただきたい。

峯村教育長

事務局、検討してください。

ほかにはいかがか。よろしいか。

それでは資料 1-1 の 5、6 ページ、それから資料 1-2 の 14～19 ページまで、御意見があればお願いする。

北沢委員

では、資料 1-2 の 15 ページ、4 番のところの「今後の課題等」と「対応方針等」について、

「評価」に対応する(1)や(2)の番号を振っていただきたい。内容的にはきちんと対応して書かれている。

峯村教育長

ほかにはいかがか。

森田委員

資料1-2の19ページ、「図書館サービスの充実」の「今後の課題等」のところであるが、「事業開始当初と比べ利用登録者数及び貸出冊数が低調な推移となっている・・・」とあるが、広報を促進する、ということだけでは具体的な課題解決にはならないと思うので、もう少し、具体的なものも記載していただくのが良いかと思う。

峯村教育長

事務局で検討してください。

森田委員

ちょっと提案であるが、広報を推進していくのはもちろんなのだが、やはりそこでアナウンスしただけではなくて、それを利用できるような巻き込み方、ということもぜひ進めていく必要があると思うので、今後、検討いただきたい。

峯村教育長

ほかにはいかがか。

よろしいか。

最後だが、資料1-1の7ページと、資料1-2の20～22ページまでについて。

なしでよろしいか。

○全員了承

峯村教育長

それでは次に移る。資料1-3についてお願いします。

令和5年度の重点目標について、御意見を御覧したいと思うが、今年までと大きな違いは、スポーツ推進課が市長部局に移る。そこで、関係する部分が、令和5年度分からは除かれている。そのことは御理解をいただきたい。それでは資料1-3の1ページについて、これもさっき北沢委員、御指摘の取組項目や方法など同じなので、今後検討してもらおう。

北沢委員

1ページ2「すべての子どもに寄り添う支援」のところで、「数値目標」に、「民間施設との連携を構築」が新しく入っているので、ぜひ大事に考えていただきたい。

峯村教育長

ほかにはいかがか。

森田委員

目標が前年のコピーにならないようにお願いしたい。

峯村教育長

よろしいか。それでは次に2ページについて御意見をいただく。

○意見なし

峯村教育長

それでは次、3ページについて御意見をいただく。

○意見なし

峯村教育長

それでは、最後、4、5ページについていかがか。

○意見なし

峯村教育長

全てよろしいか。

○全員了承

## (2) 上田市立小・中学校職員服務規程の一部改正について(教育総務課)

○資料2-1により山賀教育総務課長説明

(2)上田市立小・中学校職員服務規程の一部改正について。今回の規程の改正であるが、県立学校の職員の服務規程が改正されたことに伴い、小中学校の服務規程についても、準則が示されたことに伴い、様式の改正を行うということが趣旨である。今回、この内容に基づいて改正をしてよろしいか、お諮りするものである。

内容については、資料2枚目以降につけている20様式について、指示があった字句であるとか表であるとか、色を付けて示させていただいてあるが、文言の修正を行うというものが主なものであり、新しい様式で今後は取扱いを行って参りたいと考えている。

施行期日は令和5年4月1日からということをお願いをしたいと思う。

峯村教育長

ただ今の説明について御了承いただけるか。

○全員了承

**(3) 上田市教育委員会請願処理規則の一部改正について(教育総務課)**

○資料 2-2 により山賀教育総務課長説明

上田市教育委員会請願処理規則の一部改正について。改正の理由であるが、上田市で押印の廃止を令和 4 年 1 月 1 日に施行し、ほとんどのものが廃止されている。残っているこの請願処理規則の中のものについても、今回押印の部分の見直しをしたいというものが、改正の理由である。

具体的な内容は、2 番のところを御覧いただく。請願の書類の方に、改正前は名前を書き、且つ押印をしなければならないとし、押印が必要であった。改正後は、署名があれば押印の方はぜひしなくても良い、という改正をしたいというものである。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からとさせていただきたいというものである。

峯村教育長

押印の廃止について、規則を一部改正したいということである。御了承いただけたか。

○全員了承

**(4) 上田市立幼稚園管理規則の一部改正について(教育総務課)**

○資料 2-3 により山賀教育総務課長説明

(4) 上田市立幼稚園管理規則の一部改正について。改正の理由であるが、令和 5 年 4 月から、「こども家庭庁」が国に設立されることに伴い、その関係の規則について、所要の改正を行いたいというものである。

改正内容は、上田市立幼稚園管理規則第 2 条であり、表の改正前の欄に記載のある、第 19 条第 1 項各号という部分を、第 2 項を削ることによりその部分が、第 19 条だけになるので 1 項 2 項の呼称が無くなる。そういったことで、第 19 条各号に変更になるということで幼稚園管理規則の改正を行いたいというものである。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からとさせていただきたい。

峯村教育長

上田市立幼稚園管理規則の一部改正について、御了承いただけたか。

○全員了承

**(5) 令和 5 年度組織改正に伴う例規の一部改正について(教育総務課)**

○資料 2-4 により山賀教育総務課長説明

こちらは令和 5 年度の組織改正に伴い、関係例規の改正・廃止が必要となったことから所要の改正や廃止を行うものである。改正の内容については、組織改正に伴い教育委員会関係の規則、訓令、告示が表にあるように合計 10 あるが、うち規則第 5 号、訓令第 2 号、告示第 1 号については主にスポーツ行政の市長部局への移管によるもの。もうひとつが学校保健給食課の新設により改正するものである。また規則第 32 号から第 38 号についてもスポーツが移管されることにより、新たに市長部局において定めることから、教育委員会規則は廃止とするものである。

例規の改正前、改正後で資料をお付けしてある。そのような内容で改正等を行いたい。

施行期日は、令和5年4月1日からお願いしたいというものである。

峯村教育長

令和5年度組織改正に伴う例規の一部改正等について、よろしいか。

○全員了承

#### (6) 不登校児童生徒の支援に関するガイドラインの策定について(学校教育課)

○資料3により長田学校教育課長説明

不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン(案)ということで、資料3である。委員の皆さんには、予めこちらの資料をお送りしたところであるが、その後、字句等の修正があったため、本日は、左上に「修正反映」と記載のあるガイドラインを御覧いただきたい。

本日は、2ページから3ページが、不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン。4~5ページが、不登校児童生徒に対するICT等活用した学習支援についてのガイドライン。こちらの2本のガイドラインの策定、制定を御承認いただきたく、お諮りをさせていただくものである。

基本的な基本指針、出席扱いの要件等については、ガイドライン中、何点か採用させていただいているところである。基本的には、今回こちらのガイドラインであるが、国のガイドラインを手本に、体裁を少し整えるような形で上田市として定めたいというものである。具体的な内容については、国のガイドラインと、齟齬が生じないような調整をしているところである。

今回、こちらのガイドラインの概要版として、民間施設における出席扱い、ICTを活用した場合の扱いについてまとめたものをお渡ししている。なお、本日ガイドラインをお認めいただきましたら、今後これを運用する、例えばチェックリストであったり、学校間、施設間との情報交換ツール等については、別に定めてまいりたいと考えている。また、このガイドラインを策定し、このガイドラインによって要綱上、出席扱いとなった事例が生じた場合は教育委員会にて報告をさせていただきたいと考えている。

以上、こちらのガイドラインについて、よろしく御審議のうえ、御承認いただきますよう、お願いいたします。

峯村教育長

ただ今の件について、これまでも協議会等で十分、御協議いただいていた。語句の訂正や不適切な表現についてもお寄せいただき、文言も修正してきた。本日これを承認いただくと前に進むわけだが、実は、今日はこれはまだ仮の段階である。総合教育会議の席上において市長部局と詰めてまいる。それをもって、ある程度の形ができ上がると御理解いただく。

それではただ今の件について、御意見、御質問があればお出しいただきたい。

北沢委員

以前に申し上げた意見が反映され、すっきりしたものになったと思う。大事なガイドラインであるのでさらに2箇所ほど修正、あるいは検討していただきたい。1ページの「はじめに」の4行目、「大きな課題となっています」の後ろ、句点「。」が離れている。詰めてください。

それから、5ページの(3)番の最終行、「学習活動の成果を伝えたりすることもできるものとする。」この表現は「たり」は、いらぬ。

もうひとつ、A4一枚のペーパー、最終『「評価」について』の「通知表その他の・・・」のところであるが、その文末表現が、「成果を伝えることもできる。」とあるが、これが、5ペー



ジの3の(3)に同様の文章表記がある。これと整合していない。ある程度整合できる内容は合わせたほうが良い。

峯村教育長

ほかにはいかがか。

木口委員

いくつか質問させていただきたい。まず、民間施設等のガイドラインになるが、まず「はじめに」のところの最後から3行目あたり、「学校、教育委員会及び民間施設等が連携することで・・・」というような表現がある。それに付随して、次の基本方針の2段落目になるが、ここでは「学校外の公的機関や民間施設における学習」というような表現がされていて、この2つは、どちらかと言うと「学校等と民間施設」「公的機関と民間施設」というような部分が、ほぼ同列的な扱いで表現されていると思う。一方で、出席扱いの要件の項目で、(1)基本的な要件のところのウを見てみると、「当該施設は、教育委員会が設置する中間教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られない、あるいは公的機関に通うことが困難な場合で、」という形で民間施設も考慮されてよいことという表現になっている。これではあくまでも公的機関が第一優先であって、民間機関はそれがダメな場合というような、少し序列的な表現になっているかなと思うのだが、その辺の整合性はどうかと思われる点がある。

そして、2つ目であるが、表現の問題だが何箇所か。例えば、基本方針の1行目、「学校外の施設において相談・指導を受け」、という表現があるのだが、その相談・指導を受け、というのが、相談を受けるのは、主語が施設になるかと思うのだが、指導を受けるのは児童生徒のほうになるのかなと思うので、主語がちがうものが同じ表記の対象になってしまっていると感じる。

ICT等のガイドラインについては、出席扱い等の要件の(6)、ここも先ほどと同じような感じであるが、ICT等を活用するのは、最終手段というような位置づけになっているのかと思うのだが、その辺、やはり序列があるものなのかどうか。

そして、その後、留意事項のところであるが、留意事項の(1)で最後のところ、「ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を越えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。」というふうに書いてあるが、元々、「はじめに」のところでは「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく」というふうに、最初にうたっているのに、その不登校が「必要な程度を越えて長期にわたることを助長しないように留意する」というのが、少し整合していないのではないかと、いうふうに感じるところである。

実際、完全な不登校みたいなことになってしまった子は、なかなか学校に復帰できるということが難しくなっている状況だと思う。そうした中で、ICTを使ったものとかそういったものは当然、子どもにとっては有用なものになっていくが、こういう文言があると、どうしても学校に復帰させようということが、やはり文面からも感じ取れてしまうと思う。このガイドラインは、例えば保護者の目にも留まるような形になるとすれば、そういったところがかえってプレッシャーになってしまう、というような状況を引き起こすのではないかと私は思う。その辺どのようなことなのか質問したい。

峯村教育長

申し訳ないが、今日は質問にお答えする時間が厳しく、このようなことで御了解いただけるだろうか。今いただいた御意見については事務局で検討をする。それについて表記を変えるようだったら変える。変える理由を事務局が示す。どうしても変えられない場合は、変えられない理由を示す。それを総合教育会議の前に4人の委員の皆さんにお送りする。そういう方向でいかがか。

木口委員  
了承。

峯村教育長  
ほかにはいかがか。

大久保委員

今までの協議会などでの意見がだいぶ反映されたものになっており、すごく良いガイドラインになっていると思った。先ほどの木口委員の御質問の中のひとつにも関連しているが、ガイドラインについては、どんなに長く不登校になってしまった子であったとしても、義務教育である以上は、最終的にはやはり学校復帰を目指すものであってほしいと思う。不登校対策であり、その子の自由に任せる、というようなものではなく、やはり最終的な目標があり、理想を掲げるものであってほしい。

もう1点、中身について御検討いただきたいのが、2ページ目の「民間施設の要件」の中に、(2)のイ(ア)「不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。」というふうにあるが、インターナショナルスクールなどそういうことを目的としていない施設でも、不登校の子が行ってもいいと思われる施設があると思うので、これは無くてもいいのではないかと思った。御検討いただければと思う。

峯村教育長  
ほかにはいかがか。

森田委員

表記の仕方なのだが、民間施設活用における指導、出席扱いの方が項目が四角に囲まれていて非常に見やすくなっているのだが、ガイドラインの方も、ぜひ分かりやすい表記の工夫があるといいのかなと思う。また御検討いただければと思う。

北沢委員

内容についてはこれでいいと思う。表記上の問題だけである。A4のペーパーの2番、『指導要録上の「出席扱い」の要件』の6番、「校長が十分に把握する」のか、「把握できる」のか。検討いただきたい。ほか「できる」となっている。内容的には間違っていない。

峯村教育長

ありがとうございます。たくさんの御意見をいただいた。これから担当が検討して、また総合教育会議の前に、委員の皆さんにお示ししたいと思う。それで仮に定例会でお認めいただいたということで、前に進みたいと思う。先ほど森田委員のチェックリストも併せて進めていくということで、事務局で検討いただきたい。それで、総合教育会議で市長部局とのやり取りで煮詰まってくると思う。その後、世に出ると、そういう形にしたいと思う。それから先ほど、北沢委員に御意見いただいたように、このガイドラインは走りながら、また不備なところは変えていくという、弾力的な意味合いを含めて扱っていただければありがたいと思う。

**(7) 上田市立小・中学校における副次的な学籍による交流及び共同学習実施要綱の制定について(学校教育課)**

○資料4により長田学校教育課長説明

資料4、「上田市立小・中学校における副次的な学籍による交流及び共同学習実施要綱の制定について」である。こちらの制度については、先月までの協議会において御審議いただき、基本的なところでは導入についてお認めいただいた。

本日は、この制度を実際具体化して、運用を進めていくための要綱を定めたいというものである。なお、こちらについても、教育委員会内での内部の取扱い要領のような形になるが、あらためて要綱を作ることにより、こちらの副学籍制度を行っていきたいというものである。制定の目的については記載のとおりである。2番目には、今までの経過について記載させていただいている。

要綱については、第1条から第9条までそれぞれ項目を立て、必要な内容又は目的、手続きについて記載をしている。なお、こちらの要綱であるが、令和5年度については、制度の周知保護者との調整などの準備期間とし、実際の運用・施行については、令和6年4月1日からというものである。

峯村教育長

ただ今の説明について、要綱をお認めいただけるかどうか。いかがか。

北沢委員

内容については認めるが、先ほどのガイドラインと比べ、脱字誤字など文章文言等が精査されていない。例えば3番の1条の3行目、「関わり」はひらがなである。それから3条の(目的)のところの(2)番、「地域の関係を深める」関係と、かかわりという言葉をもどどのように使い分けられているのか、精査してもらいたい。それから、第4条の(3)の「取り組み」は、「り」と「み」がいらぬ。

それから第6条のところの3行目、一番問題のところと思うけれども、「いずれの負担になることのないように努め」とあるが、何か行うには必ず負担がある。こういう表現ではなくて、「適切な内容になるように」などの書きの方が良いと思う。

それから、最後の「保護者または在籍校の職員が同伴する。」は間違いではないけれど、「同伴」という意味に違和感を覚える人はいると思う。「同行」するなどの表現がよいかと。

次のページ、7条の最終行、「送付する」も間違いではないが、「提出」が良いのでは。それから第9条の「必要な事項は教育委員会が」の教育委員会の前に「上田市」がいるか、いらぬか。

第6条「いずれの負担になることのないように」の下のところ、「直接的な交流及び共同学習」の「直接的な」というのはここだけ出てきている。なぜここだけが「直接的」なのか検討を。

峯村教育長

わかりました。ほかにはいかがか。

大久保委員

内容については良いと思う。共同学習や交流などというところで、一緒に学ぶ場ができるというのは、本当にお互いに良い経験になると思うし、教育効果もすごく高いと思う。やはり遠慮があったり、そういうことが無いような枠組みを作っていくというのは、とても大事だと思う。このまま進めていただきたいと思います。

峯村教育長

ほかにはよろしいか。

それではこの施行期日、令和6年4月1日ということで、まだ先である。今日、御指摘をいた

だいたのところを直して、次回また検討いただくということで決めさせていただくがよろしいか。  
ではこれは保留ということで。

○全員了承

#### (8) 学校における働き方改革推進のための取組について(学校教育課)

○資料5により長田学校教育課長説明

こちらであるが、上田市教育委員会では平成30年3月に学校における働き方改革推進のための基本方針を策定しており、毎年度評価指標に対して、取組結果の報告、それに基づいた令和5年度の目標及び学校閉庁日を定めているものである。

今回の定例会において令和5年度の目標及び学校閉庁日について、記載のとおりでよろしいかお諮りするものである。

峯村教育長

ただ今の説明について御意見、いかがか。

木口委員

この取組自体については特に問題はないのだが、そもその部分で、学校現場の働き方改革といった場合に、特に小学校など見ていると、やはり教員の確保とか、そういった部分で非常に大変な思いをされている学校が多くあるのではないかと思う。そういったところで、上田市全体として働き方改革に関して、もう少しサポートできるようなことを考えて行く必要があるのではないかと感じている。

峯村教育長

今、御指摘の教員の数であるが、正規教員の数は県義務教育課で将来を見越して採用している。そんなことがあり、なかなか上田市単独で新規採用ということは難しい。

そうは言っても、やはり働き方改革はマンパワー。こちらでも教育委員会で大事に考えて行きたいと思う。

ほかにはいかがか。

○全員了承

#### (9) 放課後児童施設の指定管理者「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」の組織変更について(学校教育課)

○資料6により長田学校教育課長説明

制度の趣旨であるが、放課後児童施設の指定管理者である「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」が、令和4年10月1日に「労働者協働組合法」が施行されたことに伴い、新たに「労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団」と、法人名称が令和5年4月1日から変更となる。

今回の組織名称の変更に伴うものであるが、組織の運営自体は変わらないということで、同一の法人格として担保されていることから、市の担当課に聞いたところ、指定管理の再指定は行う必要はないとされている。当法人においては、令和6年度までを指定期間とした、上田市の児童クラブと真田児童館の指定管理者となっている。このような理由から指定管理の改めて

の指定を行わず、引き続き同事業団に指定管理をお願いしたいというものである。

峯村教育長

法人の名称が変わっただけで、中身は変わらないということで、再指定は行わない。お認めいただけるか。

○全員了承

#### (10) 学校評議員の廃止について(学校教育課)

○資料7により長田学校教育課長説明

令和5年3月1日付で、下記、傍陽小学校長から学校評議員の廃止申出書の提出があった。上田市立小・中学校学校評議員設置要綱の第7条の規定により、本定例会においてこれを承認し、学校評議員を廃止することとしたい、というものである。

学校評議員の廃止理由として3点記載されているが、傍陽小学校の代替組織となる運営委員会がこれらの要件を満たしているので、学校評議員を廃止したいというものである。なお、4番にあるが、今回、傍陽小学校の学校評議員の廃止により、来年度以降、学校評議員を実施する学校はないことを申し添える。

峯村教育長

傍陽小学校学校評議員を廃止して、学校運営委員の方へシフトするということである。お認めいただけるか。

○全員了承

#### (11) 上田市学校運営協議会を置く学校の指定について(学校教育課)

○資料8により長田学校教育課長説明

上田市学校運営協議会規則第3条の規定により、教育委員会は、評議会を置く学校を指定することができ、指定の期間は3年間とするということが規定されている。今回示している浦里小学校と川西小学校から、学校運営協議会を置きたい旨の申請があった。

申請理由等については記載のとおりであるが、今までの実績、活動内容等を考慮し、令和5年度から3年間、浦里小学校・川西小学校に学校運営協議会を置くこととしたいと考えている。

峯村教育長

浦里小学校と川西小学校については、信州型ではなく文科型の運営協議会である。そこで毎年、委嘱状を持ってお願いに上がっている、そういう形で行っている。

ただ今の件について、御承認いただけるか。

○全員了承

#### (12) 浦里小学校及び川西小学校運営協議会委員任命について(学校教育課)

○資料9により長田学校教育課長説明

1箇所、資料の訂正を。表面、浦里小学校の学校評議員、4番目の小林誉太委員の「期数」の

「期」が、基地の「基」になっている。大変申し訳ありません。

説明であるが、先ほどお認めいただいた学校運営協議会で規定している、規則第6条2項により浦里小学校学校運営協議会の委員を、次のとおり任命したいというものである。

委員の定数は8名以内、委員の任期は1年で、教育委員会が任命することとなっている。

表面に浦里小学校、裏面に川西小学校の任命したい方の名簿を記載している。本定例会において承認いただき、任命についてお願いしたいというものである。

峯村教育長

浦里と川西の学校長については、異動があった場合は、変わるということによろしいか。運営委員の名簿等、御覧いただきお認めいただけたか。

○全員了承

### (13) 上田城櫓復元に係る懸賞金による資料収集の実施について(生涯学習・文化財課)

○資料10により和根崎上田城跡整備担当政策幹説明

本件については、令和5年度実施ということで計画をしているものだが、そこに記載されている実施要項(案)に基づいて実施をしたいと考えているが、2番の募集期間、開始期日については4月1日の組織改正もあり、その辺の準備が整った上で取組んでいきたいと考えている。現状のところでは変わるということで空けておりますことを御了承いただきたいと思う。それから、一番下のところ「問合せ先」とあるが、こちらについても、新しい組織の中で、おそらく市長直轄の櫓復元推進室の方でこの件は主に担当していくことになると思うのだが、これまで取組んできた教育委員会との関わり、特にこの要綱の中の7番「資料の審査」については、「市が委嘱している専門家に意見徴収し、審査を行う。」とある。こちらについては現在、生涯学習・文化財課で所管をしている、史跡上田城跡整備専門家会議の先生方にお諮りを申し上げたいというものであるため、教育委員会生涯学習・文化財課も共同で実施をしていきたい。そのため今回、教育委員会にお諮りを申し上げる次第である。

峯村教育長

櫓の復元に関わって懸賞金を用意して資料収集を進めたいと、こういうことであるが、御意見をお願いします。

北沢委員

懸賞金額の500万円は、私は妥当だと思う。ただし、市の予算のどの項目で予算計上されているのか質問したい。「寄付金からということはない」と思ってお聞きしている。

和根崎上田城跡整備担当政策幹

ふるさと寄付金を積み立てた基金から、組み替えて支払いをしたいと考えている。

北沢委員

ふるさと基金とは。もう少し具体的に。

和根崎上田城跡整備担当政策幹

ふるさと寄付金を積み立てて、ふるさと応援基金というものを上田市でつくっているのだが、そちらの方から500万円を振り替えて、支払いをしたいと考えている。

北沢委員

結論は寄付金からということか。多額の寄付金が2回あったと思うが、この中からか。

和根崎上田城跡整備担当政策幹

そちらの方からではなく、ふるさと寄付金を積み立ててきた部分なので、個人的な寄付10億円からの支出ではないということで、御理解いただければと思う。

峯村教育長

私、議会で多額の寄付をいただいたその用途について質問された。「すべて櫓にかける」と、答弁させていただいた。であるから、そうではないところから500万円を工面するということである。

ほかにはよろしいか。

木口委員

この懸賞にかかる対象資料というのは、例えば、個人が今まで保管していたものなどそういうものをいわば提供しますというようなことに対して、お金を支払うような感じなのか。

和根崎上田城跡整備担当政策幹

全国の取組の中ではある自治体によってはその資料を購入するというような名目で懸賞金を対価として懸賞金を支払っているところがあるのだけれども、私どもとしては、例えば画像であれば、データをいただいたり、あるいは古文書であっても、その写しという形でいただき、「その情報自体を提供いただくということに対しての懸賞」という位置づけで考えているので、あくまでも、その資料を購入するための懸賞金という位置づけではない、ということはお理解いただければと思う。あくまでも、情報提供していただいた、資料の内容に対して、櫓復元に対する貢献度に対して、懸賞金を支払うような意味合いだと考えていただければと思う。

森田委員

この提供者というのは、複数名という解釈でよろしいか。

和根崎上田城跡整備担当政策幹

複数出てくるのが一番望ましいとは思っている。ただなかなか、どの資料に対してということがあるのだが、先ほどの7番、資料の審査というところで申し上げたとおり、復元に対する貢献度、あるいは本当にその復元に対する資料となり得るかどうか、ということについて審査される場合に、例えば500万円のうち300万円、あるいは200万円というような、お金の振り分けをしてお支払いすることも場合によってはあり得る、ということはお含みいただきたいと思う。

峯村教育長

文化庁のハードルがとても高くて、結局は写真とか図面が欲しいのである。それをなんとか市民の皆さんに御協力いただいて、市民ではなくても日本全国、どこにお住まいの方でもいいのだが、なんとかその写真が出てくるといいなとそんな思いでいる。また何かありましたら御意見を伺いたいと思う。それではこういう方向で進めるということで御了承いただけるか。

○全員了承

#### (14) 市民の森スケート場の廃止について(スポーツ推進課)

○資料 11 により 櫻井スポーツ推進課長説明

本件については昨年 1 月の定例教育委員会で御協議いただき、その後、豊殿地域の皆様をはじめ、全地域協議会に市の方針を説明し御意見を伺ったが、廃止に反対する御意見はなかった。

そのため、東御市との協議も踏まえ教育委員会として、下記のとおり決定することについて本日お諮りするものである。

1 の「決定内容」であるが、令和 5 年度の営業をもって市民の森スケート場を廃止することとし、廃止に向けて 2 の「今後のスケジュール」のとおりの手続きを進め、3 の「その他」として記載した 4 点についても附帯事項として決定して参りたいと考えている。この内容について決定いただきましたら 4 月の組織改正後、市長に確実に引継ぎをして参りたいと考えている。

峯村教育長

地域の皆さんに伺ったところ、廃止反対はなかったと、それに基づいて今後のスケジュールその他を考えている。その点、御了解いただいて、このように進めさせていただいてよろしいか。

北沢委員

これでいいと思うが、質問をお願いします。

以前にもこのことについて話題になったので御意見申し上げたが、下記のとおり決定することとしたい。とあるが、市議会を通すのかということが 1 点。それから、廃止の決定を市民、具体的には小学校や家庭へどのように周知していくのかが、2 点目。

意見は、3 番の(3)であるが、「廃止後も小学生が引き続きスケートに親しめるような施策を検討する。」ここを大事に考えていただきたい。以上 3 点である。

峯村教育長

では、検討していただいて、次年度市長部局へ移るので、市長部局の皆さんの考えも、そこへ加味しながら進めていただければと思う。

櫻井スポーツ推進課長

最初の 2 点のみお答えさせていただく。議会については、条例で設置している施設であるので廃止条例を 9 月の議会で提案する予定でいるので、議会の方に最終的に諮るということになる。今後の広報については、まず校長会を通して学校に伝達すること。それから広報うへだ、ホームページに掲載すること。当然であるが学校を通じて、きちんとした形で個々の家庭に伝わるような形で広報は考えたい。

峯村教育長

それでは次に移る。(15)～(18)までは委嘱についてである。それぞれ説明と言っても特段説明の内容がないので、私が進めさせていただく。

#### (15) 上田市文化財保護審議会委員の委嘱について(生涯学習・文化財課)

(15) 上田市文化財保護審議会委員の委嘱について、御覧の皆さんに委嘱をしてよろしいか。



○全員了承

**(16) 上田市図書館協議会委員の委嘱について(上田図書館)**

(16) 上田市図書館協議会委員の委嘱について、御覧の皆さんに委嘱してよろしいか。

大久保委員

この方々で私もいいのであるが、前に武石の図書室を図書館にするかどうかというお話が出てきたことがあったと思うのだが、図書館協議会の方々に、それについての御意見をうかがうことはできないのか。

浅野上田図書館長

私が承知している範囲でお答えをさせていただくが、武石には公民館図書室があり、そちらのほうで昨年度からだと思うが、地域協議会から御意見をいただいて、施行で、土日を開館したりしていたと思うが、あまり利用者が多くなかったということも教育委員会の中で館長の方でしたかと思う。その後、また新しい図書館をとすることは、私も聞いていないところである。

峯村教育長

この図書館協議会の中で、武石のことについて協議することはできるのか。

浅野上田図書館長

それについては、御協議いただいてよいものかどうか即答ができない。検討させていただきたい。

大久保委員

了承

峯村教育長

それでは資料 13 にあります皆さんに委嘱をさせていただいてよろしいか。

○全員了承

**(17) 上田市博物館協議会委員の委嘱について(市立博物館)**

○資料 14 により峯村教育長説明

(17) 上田市博物館の協議会で委員について、御覧の皆さんに委嘱してよろしいか。

○全員了承

**(18) 上田市スポーツ推進審議会委員の委嘱について(スポーツ推進課)**

○資料 15 により峯村教育長説明

(18) 上田市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、御覧の皆さんに委嘱してよろしいか。

○全員了承

峯村教育長

ありがとうございました。それでは協議事項がすべて終わった。報告事項に入る。

### 3 報告事項

#### (1) 第五中学校改築事業に係る実施設計について（教育施設整備室）

○資料 16 により宮原教育施設整備室長説明

第五中学校改築事業、校舎棟実施設計の概要がまとまったので申し上げます。

今現在このように図面により設備の主要が決定し、省エネ法、建築基準法の法チェックを受けるために、図面、計算書等を各機関へ提出している。あと内訳として、積算の方も順次進めている。今回は、校舎棟ということで、延べ床面積が 6,600 m<sup>2</sup>、配置計画の方であるが、こちらの方、5 つの設計コンセプトは、基本設計と変わらず、このまま進めている。コンパクトな平面計画として、周囲に溶け込む外観としている。下の方には新しく北側から見た校舎棟と、木をふんだんに使った昇降口のパースを取り入れてある。配置図の方で色を塗った校舎棟、こちらのほうと、実線で書かれた上の方の駐車場とか、こちらの方の整備を進めていきます。

次に 2 ページ目をお願いする。全平面図を載せてある。左上の方に凡例を示し、色分けをしてある。こちらのほう、記載してあるが、基本的に基本設計と同じレイアウトとしている。ただ、実施設計を進めていく上でどうしても詳細な配管ルートとかが決まってきたので、そちらの方の EPS とか、PS とかが追加になっているが、基本設計とほぼ変わらない状態で進めている。

続いて、資料 16-3 になる。こちらの方は、環境計画、省エネ等の設備ということで書いてある。環境計画の方であるが、こちらのほうも ZEB の考え方で CO2 削減に際して、学校建築の方も推し進めていかなくてはいけないということで、CO2、40%削減を目指すということで、ZEB オリエンテッドを考えている。内容としては、庇を 1.5m ほど出したり、中庭で採光とか、通風を採りやすくしたり、見ていただくと中廊下タイプの部分が北校舎 1 階に出てくるのだが、こういったところにも光の庭と書きましてライトコートというものを設けており、採光、通風に考慮している。あと、高断熱外皮として、断熱サッシとか、LOW-E ペアガラスといい、2 層のガラスとその内側に金属の被膜を設け、断熱性を高めている。

予算の許す限り内装に十分費用を使っていくという形になっている。設備計画の方も、大型モニターを設けたり、GIGA スクール構想実現のために、プロジェクター型の電子黒板も一部セットしてある。続いて、スケジュールの方で、資料 16-4 を御覧いただく。こちらの方も基本設計時と変わっていないが、令和 4 年の資器材の高騰とか、実際の現場の状況を見ると、かなりスケジュール的に厳しいのではないかというお話がある。ただ、学校建築はこの辺の業者でも、かなりノウハウがあるので、入札に参加していただき、我々としてはこのスケジュールのとおり、令和 5 年の 4 月には公告、5 月末には入札というようなスケジュールでいき、6 月議会へ諮っていきたいと思う。

今、上田市の業者さんの方に聞いたところ、ここで赤く塗ってある 18 か月では厳しいと、資器材の調達とか、やはり 19 か月から 20 か月は欲しいというようなことで、点線で 2 月頃まで伸ばしてあるけれども、ちょっとこの辺はまた現場サイドと色々打ち合わせをしていかないと、はっきりしたことが分かっていない。我々としては、少しでも生徒さんたちにこの校舎を使っていただきたいなと思っている。

下の方のステップ図を見ていただくと、子どもたちに音の配慮ということもあり、現場の方にも注意してやっていきたいと思っている。色々工事が進んだところで、近隣へスケジュール関係を配布したり、現場ではどのくらいまで進んでいるか、そういったことも回覧などでお知

らせしたり周知していきたいと思う。

峯村教育長

実施設計が固まって参った。御意見を願います。

北沢委員

先ほどの資料 2-1 のところの 7 ページのところには、今後の課題等として、令和 7 年度当初から使用可能となるように実施していく必要がある、とある。このスケジュール表と照らし合わせると、校舎の建設は令和 6 年度の 12 月に一応終わって使用可能というのは、体育館や外構等を除いて、使用可能と理解してよろしいか。

宮原教育施設整備室長

今おっしゃられたように、校舎棟を 3 月までには是が非でも完成させるということで、今度は旧校舎から新校舎の方へ生徒さんたちに移動していただく引っ越しの期間を 3 月ぐらいには取りたいと、そう思っている。

北沢委員

昨今のこの状況でいろいろ大変だと思うが、なんとか 3 学期からとか、区切りのよい 4 月からとか使用できるように願いたい。

峯村教育長

令和 6 年度の在校生、特に 3 年生が、たとえ一週間でも 10 日でも新しい校舎で勉強してもらいたい。体育館も令和 8 年度の 12 月にでき上がるもので、卒業式はぜひ行ってもらいたいと思う。ほかにはよろしいか。

○全員了承

## (2) 上田市公民館施設整備計画の改訂について（中央公民館）

○資料 17 により星野中央公民館長説明

本件については、公民館施設の維持管理や施設整備の計画を定めた、公民館施設整備計画において令和 5 年度に計画している中央公民館のエレベーター改修工事の追加等行うために、必要な個所の改訂を行うというものである。

詳細については、資料に記載のとおりであるが、細かい文言の修正等については、別添の新旧対照表を御覧いただければと思う。

峯村教育長

エレベーターの改修の追加ということである。この計画の改訂について、お認めいただけるか。

○全員了承

## (3) 「学校支援コーディネーター情報交換会」実施報告について（生涯学習・文化財課）

【説明なし】

○資料 18

(4) 第35回うえだ人権フェスティバルの報告について（生涯学習・文化財課）【説明なし】

○資料 19

(5) 「令和4年度上田市学校等人権同和教育の実践」について（生涯学習・文化財課）【説明なし】

○資料 20

(6) スポーツ関係市長表敬訪問者の報告について（スポーツ推進課）【説明なし】

○資料 21

(7) 行事共催等申請状況について（学校教育課 生涯学習・文化財課 スポーツ推進課 真田地域教育事務所）【説明なし】

○資料 22

(8) 「いのち・愛・人権作品集 第17集」について（生涯学習・文化財課）【説明なし】

○資料 23

(9) 「ヒューマン上田 No.35」について（生涯学習・文化財課）【説明なし】

○資料 24

(10) 子ども情報誌「YAっHOー!75号」について（生涯学習・文化財課）【説明なし】

○資料 25

(11) 公民館だより(各公民館)【説明なし】

○資料 26

峯村教育長

(3)から(11)番までは説明がない。資料を御覧いただき、御意見があればお出しいただきたい。  
よろしいか。

○全員了承

#### 4 その他

峯村教育長

それでは、その他であるが、事務局、何かほかに報告・連絡等あるか。よろしいか。  
それでは最後になるが、本年度末をもって、退職する職員から御挨拶を申し上げる。  
ではまず、小宮山館長。

#### 小宮山塩田公民館長

塩田公民館の小宮山でございます。本日はこのような機会を設けていただき、ありがとうございます。退職に際しまして、一言、御挨拶申し上げます。

昭和 57 年から 40 年間、上田市でお世話になりました。あらためて 40 年間を振り返りましたら、そのうちの 11 年間を教育委員会で過ごしてまいりました。今回、令和 3 年 4 月に塩田公民館に配属となり、館長として 2 年間ですが務めて参りました。その中で、利用者の皆様に御迷惑をおかけしたこともたくさんありましたけれど、地域の皆様が、気軽に立ち寄れる公民館を目指して進んでまいりました。

そのような中で、今年度、公民館にあります地域交流コーナー、4 つのテーブルがいつからともなく夕方になりますと、塩田中の生徒で埋まるようになりました。地域交流コーナーは、決して環境の良い場所ではありませんが、学校の帰りに立ち寄り、真剣に学習に取り組んでいました。

家で、気持ちの余裕を持てるように、少しでもここに立ち寄り頑張りたい。塾へ行くまでの時間調整でもあります。また、「適度な人の声があると、リラックスして勉強ができるんです。」という声をいただきました。地域の皆さんや公民館を利用されている皆さんも公民館で学習している中学生を微笑ましく応援してくださっていたように思います。

本当に地域の皆さんすべてに感謝をしております。退職後も市でお世話になる予定でございますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。

一同拍手

#### 峯村教育長

続いて、浅野館長。

#### 浅野上田図書館長

定年退職にあたり、このようなお時間をいただきありがとうございます。一言、御挨拶申し上げます。私が、市役所に入所したのは昭和 61 年でございます、37 年間勤務をいたしました。

その中で、教育委員会で仕事をさせていただいたのは、平成 15 年度に情報ライブラリーの開設準備をして、その翌年度 1 年間運営をいたしました。その 2 年間と、この図書館長としての最後の 3 年間の 5 年間でございます。教育委員会で仕事をさせていただいた期間は、比較的短かいのかなとは思っておりますが、情報ライブラリーの開設準備は大変内容の濃い仕事でございます、思い出いっぱいの仕事でございます。また、私にとっても本というのは、仕事をしてる中で、非常に色々教えてもらったり、或いはしんどい時に支えてもらったり等ございまして、そういった意味からも、最後図書館長として仕事ができただことは大変よかったかなと思っております。

来年度は、再任用職員としていずれかの部署でお世話になることとなります。また、これまでの経験を活かして、精進してまいりたいというふうに思っております。

最後となりますけれども、教育委員の皆様の御健康、御多幸、また益々の御発展を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきますと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

一同拍手

峯村教育長

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、3月の定例会を終了する。

○全員了承

閉 会